

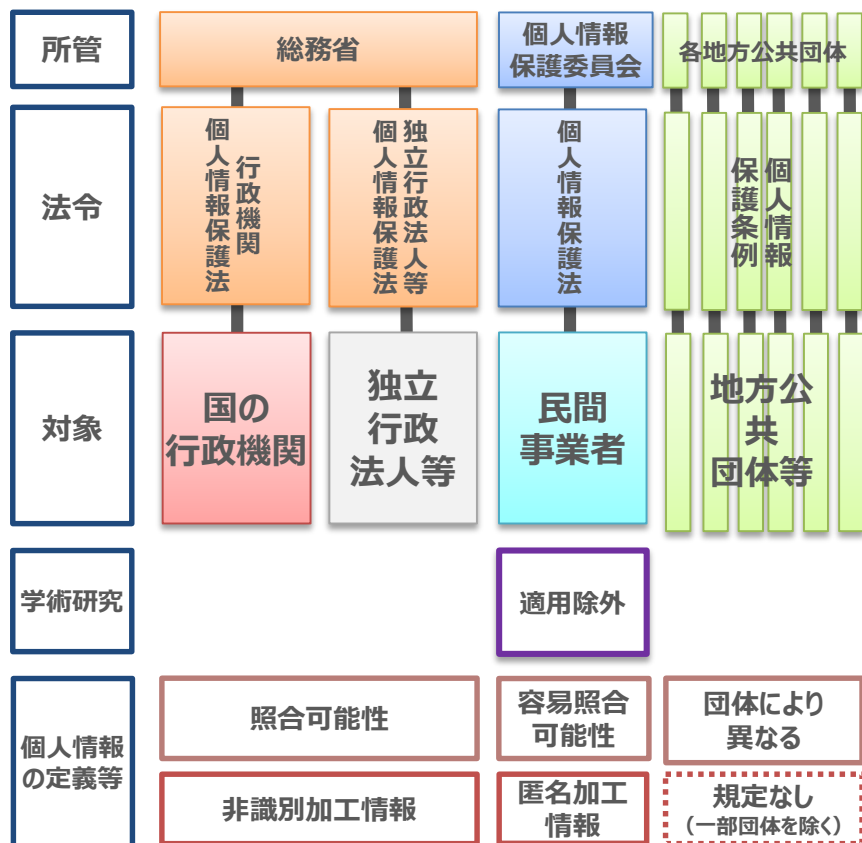
ご説明資料

令和4年12月9日

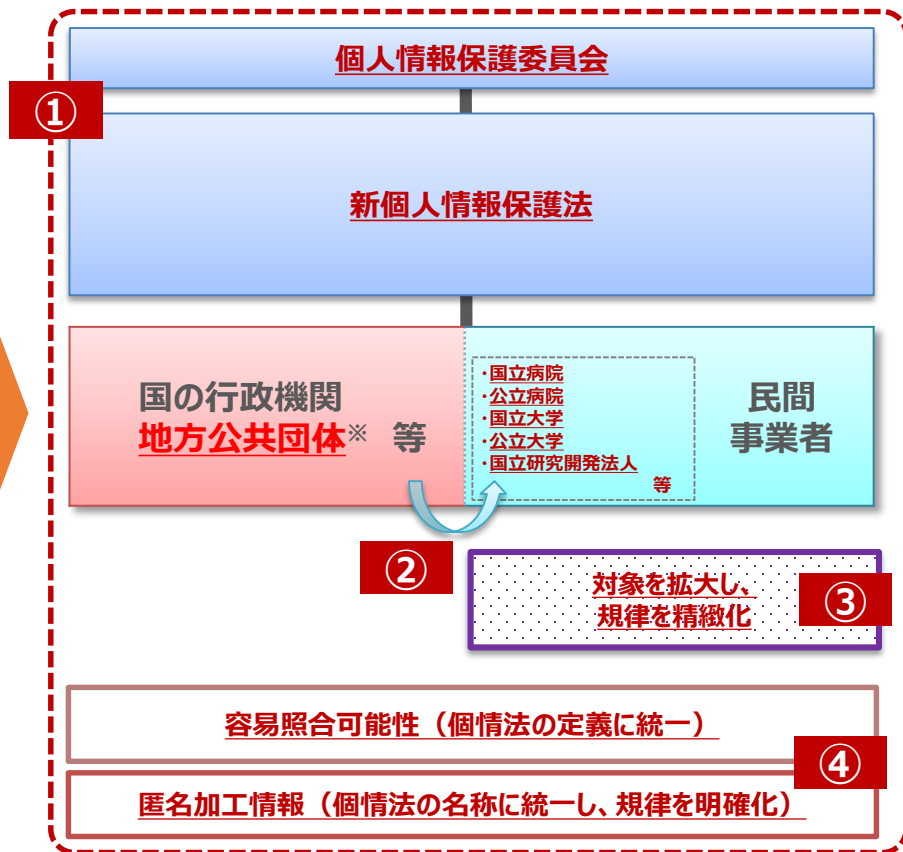
個人情報保護委員会事務局

令和3年の個人情報保護法改正の前後（全体について）

【見直し前】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

令和3年の個人情報保護法改正について

令和3年改正法

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年4月施行)

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

✓ 令和3年に改正された個人情報保護法の施行により、以下の主体にも個人情報保護法が適用されることとなる。

①国の行政機関及び独立行政法人等
→令和4年4月1日施行

②**地方公共団体の機関及び地方独立行政法人**
→**令和5年4月1日**施行予定

行政機関等が個人情報を取得・利用・提供する際の規律（原則）

取得・利用・提供に関する規律

- 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。（法第62条）
- 行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。（法第63条）
- 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（法第64条）
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（法第65条）
- 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

1) 既存の利用目的の範囲内での利用・提供【原則】

2) 他の法令に基づく利用目的以外の目的の利用・提供

- 行政機関の長等は、**「法令に基づく場合」を除き**、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

3) 利用目的の変更による利用・提供

恒常的な利用・提供

- 行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、**変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲**を超えてはならない。（法第61条第3項）

4) 例外措置としての利用目的以外の目的の利用・提供

臨時的な利用・提供

- 行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる**。ただし、これらに該当する場合であっても、**本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない**。（法第69条第2項）
 - ① **本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき**（同項第1号）
 - ② **行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき**（同項第2号）
 - ③ **他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき**（同項第3号）
 - ④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら**統計の作成又は学術研究**の目的のために保有個人情報を提供するとき、**本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき**、その他保有個人情報を提供することについて**特別の理由**があるとき（同項第4号）

法第69条第2項第4号

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない。（法第69条第2項）

①～③ 略

④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第4号）

・ 「本人以外の者に提供することが明らかに本人(※)の利益になるとき」

本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。

「明らかに本人の利益になるとき」の判断においては、個人情報を提供することの効果等を踏まえて、提供の必要性や相当性等について十分に考慮する必要がある。

【提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例】

事例 1) 緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合

事例 2) 災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

(※)「本人」とは、提供される保有個人情報に係る本人をいい、当該本人の家族等はこれに含まれない。

例外措置としての利用目的以外の目的の利用・提供（法第69条第2項第4号関係）

法第69条第2項第4号

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない。（法第69条第2項）

①～③ 略

④ ①から③までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき
（同項第4号）

・「特別の理由があるとき」

本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要となる。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。

【特別な理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例】

事例) 在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合

関係条文

(個人情報の保有の制限等)

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2～3 (略)

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。